

道産品販路拡大支援システム開発委託業務における コンソーシアムの考え方について

この業務において対象としている、複数事業者による連合体（以下「コンソーシアム」という。）の運営に当たっては、次の事項を参考にしてください。

○コンソーシアムの運用基準

- 1 コンソーシアムの対象業務は「道産品販路拡大支援システム開発委託業務」とする。
- 2 コンソーシアムの結成方法は、道産品販路拡大支援システム開発委託業務公募型プロポーザルの参加要件に定められたことを契機とした、構成員となる事業者の自由な意志に基づく自主結成とする。
- 3 契約を締結したコンソーシアムの存続期間は委託期間終了時までとする。
- 4 コンソーシアムとの契約は次のとおり行うものとする。
 - (1) コンソーシアムによる契約書の相手方は構成員の連名とする。
 - (2) 契約書には「コンソーシアム協定書（写）」を添付するものとする。

○コンソーシアムの運営に当たっての指針

1 趣旨

コンソーシアムは、複数の構成員が技術・資金・人材等を結集し、業務の安定的推進に共同して当たることを約して自主的に結成されるものであり、運営方針、経験等の異なる複数の構成員によるコンソーシアムの運営が構成員相互の信頼と協調に基づき円滑に行われることが不可欠である。

この指針は、コンソーシアムが構成員の信頼と協調性をもとに円滑に運営されるよう、その実施体制、管理体制、責任体制その他基本的な運営の考え方を示したものであり、個別のコンソーシアムにおいてそれぞれ事業の規模・性格等その実情に合わせて策定されることが期待される規則等の決定に当たっての考え方を示し、運営に係るトラブルの未然防止及び運営の円滑化に資することを目的とする。

2 運営に関する事項

受託した業務の運営は、コンソーシアム構成員の自由な協議を経てコンソーシアムの運営に関する基本的かつ重要な事項を協議決定することを本旨とする。

その際、代表者の独断・専行等の弊害を誘発し、コンソーシアムの円滑な運営を確保する上での前提である構成員間の信頼と協調が損なわれることのないよう配慮すること。

(1) 付議事項

コンソーシアムの構成員は、次に掲げる事項について協議・決定することとする

- ア 組織・編成及び業務遂行の基本に関する事項
- イ 実行予算及び決算書（案）の承認に関する事項
- ウ 業務内容の変更等の承認に関する事項
- エ 取引業者の決定等に関する事項
- オ 業務の役割分担に関する事項
- オ その他付議を要すると認められる事項
- カ 瑕疵担保責任等に係る覚書等

事業の実施に伴う損害発生時の責任分担を明確にするため、少なくとも以下に掲げる事項については、業務開始前に十分に協議し、損害負担額の確定手順、費用の分担基準及び請求手続きを決定しておくものとする。

- ・業務完了後の瑕疵担保責任に関する事項
- ・業務遂行に伴う損害賠償に関する事項
- ・その他予期できない損害に関する事項

○コンソーシアム協定書（例）

今回のプロポーザルでは、参加表明書の提出にあたって、コンソーシアム協定書複本の提出を求めています。その協定書については、次の例を参考に作成してください。

コンソーシアム協定書（例）

（目的）

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、北海道の委託する北海道どさんこプラザ札幌店管理運営業務（以下「本業務」という。）を効率的に営み、優れた業務を遂行することを目的とする。

（名称）

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「北海道どさんこプラザ札幌店管理運営業務」受託コンソーシアム（以下「本コンソーシアム」という。）と称する。

（構成員の住所及び名称）

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

（1）北海道〇〇市〇〇町
一般〇〇法人 会長 〇〇〇〇

（2）北海道〇〇市〇〇町
一般〇〇法人 会長 〇〇〇〇

（3）北海道〇〇市〇〇町〇〇
特定非営利活動法人〇〇〇〇 代表 〇〇〇〇

（代表者）

第4条 本コンソーシアムの代表者は、〇〇〇〇とする。

（代表者の権限）

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務に関し、本コンソーシアムを代表して委託者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって本業務を行う権限を有するものとする。

（構成員の連帯責任）

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

（分担業務）

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

〇〇〇〇〇業務 （構成員名）〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇業務 （構成員名）〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇業務 （構成員名）〇〇〇〇〇

（運営委員会）

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務遂行にあたるものとする。

（業務遂行責任者）

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の遂行に関する業務遂行責任者を選出し、本業務に関わる指揮監督権を一任する。

（業務担当責任者及び業務従事者）

第10条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務遂行責任者の下で本業務の遂行業務に従事する業務担当責任者及び業務従事者を指名する。

(取引金融機関)

第 11 条 本コンソーシアムの取引金融機関は、〇〇銀行〇〇支店とし、本コンソーシアムの代表者名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の個別責任)

第 12 条 本コンソーシアムの構成員がその分担に係る本業務の執行に関し、当該構成員の責めに帰すべき事由により受託者又は第 3 者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 13 条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退)

第 14 条 構成員は、本コンソーシアムが委託期間を終了するまでは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第 15 条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が連携して当該構成員の分担業務を完成するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第 16 条 本コンソーシアムが解散した後においても、本業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 17 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(管轄裁判所)

第 18 条 本協定の紛争については、〇〇地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

代表者〇〇〇〇外 社は、上記のとおり本コンソーシアム協定を締結したので、その証として本正本 通及び副本 1 通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員が各 1 通を保有し、副本については委託契約書に添えて委託者に提出する。

令和 年 月 日

代表者 (所在地)
(名 称)
(代表者)

構成員 (所在地)
(名 称)
(代表者)

構成員 (所在地)
(名 称)
(代表者)

構成員 (所在地)
(名 称)
(代表者)